

## 学内の皆さまへ

### コンピュータウィルス 感染時には…



コンピュータウィルスに感染した、またはその疑いがある場合は、すみやかに**情報システム課までご連絡下さい**。また、USBメモリ等の記憶媒体を経由して感染することもありますので、不用意に他のコンピュータで利用しないなど、十分注意して下さい。

なお、本学の情報資産の侵害や被害の拡大を阻止するため、学内の特定のPCにてコンピュータウィルスや不正アクセスが検出され、情報システム課にて**緊急の対応が必要と判断した場合には、ご本人の承諾を得ずに右記の対応を実施することがあります**。予めご了承下さい。

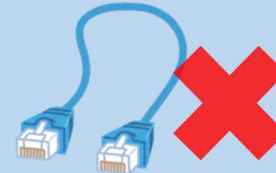
※システム利用の再開については、障害の切り分けや利用者とのヒアリングを含めた原因調査後に実施します

#### 1.許可なく入室します



学内システムにおいて、不正アクセスや重大なコンピュータウィルスを検出等した際に、教職員の許可なく研究室や事務室の情報機器が設置された部屋に立ち入り、後述する各項目を実施することがあります。

#### 2.ネットワークを切断 します



問題を検知した機器において、通信の遮断、または学内ネットワークからの物理的な切り放しを行うことがあります。また、必要に応じて該当する機器を回収し、一時的に学内ネットワークへの接続を制限することがあります。

#### 3.アカウント強制停止 を実施します



不正アクセスや重大なコンピュータウィルスの対象となった学内のユーザアカウントに対し、本人の許可なくパスワードの強制変更及びユーザアカウントの一時停止を実施することがあります。

#### 4.その他対応を行います



学内のセキュリティ担保のため、上記項目1~3以外の必要な作業を実施することがあります。